

随意契約の結果

【令和元年 7月分】 役務・物品購入

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約担当の氏名及びその 所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名 及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職 役員数	公益法人の場合			備 考
										公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分	応札・応募者数	
彩都地区（国文地区）損害賠償 請求事件に係る法律事務の完了 に伴う謝金	分任契約担当役 西日本支社 アセット活用部長 笹山 晋 大阪府大阪市北区梅田 2-2- 22	令和1年7月31日	弁護士 榎垣 誠次 大阪府北区天神橋 2丁目北 2-6	0000000000000	2,745,360円	2,745,360円	100.0%	当該法律事務所は、機構のニュータウン業務に関する高い専門性と豊富な経験を要するものである。 当該弁護士は、機構の顧問弁護士であり、当該法律事務を処理するために必要な機構のニュータウン業務に関する高い専門性及び経験を有するため、会計規程第51条第3項第1号に基づき、随意契約を行ったものである。	-				
URアンバサダー運営業務	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 伊勢 雅一 大阪府大阪市北区梅田 2-2- 22	令和1年7月1日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3 -2-4	8120001060288	3,811,212円	3,811,212円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案を認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
2019年夏CP新聞折込B3 チラシ折込費（2回目）	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 伊勢 雅一 大阪府大阪市北区梅田 2-2- 22	令和1年7月10日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3 -2-4	8120001060288	1,454,520円	1,392,733円	95.8%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案を認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
住友不動産販売合同チラシB4 片面広告掲載費	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 伊勢 雅一 大阪府大阪市北区梅田 2-2- 22	令和1年7月16日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3 -2-4	8120001060288	1,755,241円	1,755,241円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案を認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				
NATTS 8月号原稿掲載費	分任契約担当役 西日本支社大阪エリア経営部長 伊勢 雅一 大阪府大阪市北区梅田 2-2- 22	令和1年7月18日	(株) アド電通大阪 大阪府大阪市北区中之島 3 -2-4	8120001060288	1,330,560円	1,330,560円	100.0%	本業務は、当機構のUR賃貸住宅をPRし入居促進を図る業務である。実施に当たっては、効果的なPRに関する企画が求められるので、契約相手方の選定は良好な成果が期待できる者を対象として企画提案競技方式によることとした。当該法人からの提案内容を審査した結果、当機構の企画意図と合致し、最も有効な提案を認められたため、会計規程51条第3項第1号に基づき随意契約を行ったものである。	-				